

令和元年10月28日

法教育推進協議会教材作成部会委員 稲垣俊介
(東京都立江北高等学校主任教諭)

法教育授業実践報告
(高校生向け法教育教材－私法と契約－指導案「契約とは何か」)

- 1 実施日時
令和元年10月23日(水) 午前9時40分～午前11時30分(第2・3時限)
- 2 実施校等
 - (1) 実施校
東京都立江北高等学校
 - (2) 学年
第3学年
 - (3) 教科等
情報科「情報の科学」
 - (4) 指導者
同校主任教諭 稲垣俊介
- 3 単元等
 - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)
(高等学校学習指導要領)
情報科「情報の科学」
 - (4) 情報技術の進展と情報モラル
ウ 情報社会の発展と情報技術
情報技術の進展が社会に果たす役割と及ぼす影響を理解させ、情報技術を社会の発展に役立てようとする態度を育成する。
 - (2) 目標
情報技術の進展が情報社会や私たちの日常生活にどのような影響を与えているか、また、このような情報社会の発展によってどのような問題が生じているのか、さらに、このような問題に対して個人としてどのようにかかわっていけばよいのかを考えさせる。そして、情報社会におけるよりよい人間関係を構築・維持するために必要なルールやマナーについて理解を深め、それを守って生活する態度を育成する。

(3) 指導計画（本校は2時間連続授業で情報の授業が実施されている）

- 1, 2時間目 …… 情報社会と情報セキュリティ
- 3, 4時間目 …… 情報社会のコミュニケーション
- 5, 6時間目 …… 情報社会の技術・文化の発展と知的財産権, 著作権
- 7, 8時間目 …… 情報社会の契約を考える（本時）
- 9, 10時間目 …… 情報社会の発展と情報技術

4 本時

(1) 目標

- ア 契約が日常生活において身近なものであること、契約が個々の生活を豊かにするものであることを実感させる。
- イ 私的自治の原則（契約自由の原則）や、契約に関する基本的な考え方（契約は、当事者双方の意思が合致することで成立し、その結果、当事者双方に権利と義務が発生すること）について理解させる。
- ウ インターネット上の取引等、情報社会での具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。

(2) 展開1（7時間目）

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	本授業は、情報社会に生きる高校生が知るべき契約について考える授業であると伝え（【別紙1】スライド①）、本時のカリキュラムを伝える（スライド②）。さらにそのカリキュラムで何を学ぶのかを説明する（スライド③）。	本時の内容と、カリキュラムを伝えることで情報社会における契約について学ぶことを生徒に伝える。 また本時の目標を生徒に述べて、他教科（公民科や家庭科など）とのつながりを示す。
	「今までに契約をしたことがあるか」と発問（スライド④）する（アナライザーなどを利用して統計を取ってもよい）。さらに「今までにどのような契約をしたことがあるのか」と発問する（スライド⑤）。 生徒の発表を受けて契約の例を示す（スライド⑥）。	以下の契約例を紹介し、契約が身近なものであることを理解させる。 生徒からは携帯電話の契約やアルバイトなどの雇用契約などは意見として出やすいが、売買契約や贈与契約については出ないことがあるので、これらの紹介をする。
	契約の基本的な考え方を説明	教材44ページ（2）契約

	し(スライド⑦), 契約自由の原則(私的自治の原則)を説明する(スライド⑧)。	自由の原則(私的自治の原則)を参照して説明。
展開1① (10分)	<p>スライドに桃太郎の募集要項(スライド⑩)を提示し, さらにサルを考えを示す(スライド⑪)。ワークシート1【別紙2】を配布し, グループ(1グループ: 桃太郎役2名+サル役2名)(スライド⑫)に分けて, 問1の桃太郎とサルとの間の契約書を作成させる(スライド⑬)。</p> <p>桃太郎側とサル側で意見を交換し, 互いに納得のできる契約書となるように話し合う。特に意見の異なるところは, 青ペンでメモを取り, 立場によって意見の異なることを理解させる。</p> <p>班員が皆で納得できる合意事項ができた班から発表をさせる(スライド⑭)。</p>	<p>生徒には, 「可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を作成すること」と指示し, 合意事項3~5欄に, 必要と考える事項を記入させる。まず, 桃太郎, サルそれぞれ二人組となり一緒に検討する。</p> <p>立場の異なる相手(桃太郎にとってはサル, サルにとっては桃太郎)が納得をしてくれる契約内容となっているのか見直す。</p> <p>発表することで, さらに他の班でどのような意見が出されているかを確認する。</p>
展開1② (20分)	<p>問2をグループで取り組ませる(スライド⑮)。</p> <p>ケース①を読み(スライド⑯), それぞれ桃太郎とサルに分かれて話し合い, 意見をワークシート1に記す(スライド⑰)。</p> <p>桃太郎側, サル側の双方の意見を出し合う。その際に桃太郎側とサル側で違った意見が出されたところを青ペンで互いに記す。</p> <p>ケース①の解決例を示す(スライド⑱)。当事者間の合意に着目した結論であり, 現実的な結論であることを述べる。</p> <p>そしてケース①で理解してほしいこととして, 契約は当事者間の合意によって決まること, 合意したことは守る責任があることを伝える(スライド⑲)。</p> <p>ケース②(スライド⑳~㉓), ケース③(スライド㉔~㉗)も, ケース①と同様な方法で授業を行う。</p>	<p>展開1①で作成した追加の合意事項はないものとして考えさせる。</p> <p>桃太郎, サル役であっても必ずしも, その役割に有利となるように考えなければならぬわけではないが, その者の気持ちとなって考えてみることを伝える。</p>

展開1③ (3分)	契約自由の原則について復習させる(スライド⑳)。	「導入」で説明した「契約自由の原則」(当事者は、契約の内容等を自由に決められる)を振り返らせる。
展開1④ (3分)	契約自由の原則が修正される場合について説明する(スライド㉑)。	教材45ページ(3 実質的な平等を図るための例外)を参照して説明。
展開1⑤ (4分)	宿題を提示し内容を説明する(スライド㉒) 展開1②で作成した契約書について、これまで学んだことをふまえて、「赤、青、黒以外のペン」で記入してくることを宿題とする。一定期間を置いてからワークシート1【別紙2】を提出させ、評価のポイントに従って採点してプリントを返却する。	[評価のポイント] ○「合意」に注目しているか。 ○現実的なものか。 ○どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。 [契約書に対する評価のポイント] ○将来的に生じうるトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。 ○合意内容(契約書の内容)は、契約自由の原則の範囲内のものといえるか(弱い立場の者から不当に搾取したり、権利濫用であったりなど、社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等)。

(3) 展開2～(8時間目)

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
展開2① (10分)	コンビニエンスストアAでアルバイトしようとしている高校生Xとの契約について検討することを伝える(スライド㉓)。 ワークシート2【別紙2】を配布し、さらに口頭で問いを確認させる(スライド㉔)。 Xが合意事項の条件に納得している場合は有効な契約となるのかどうかを、アナライザーや	コンビニエンスストアAと高校生Xの間でどのような契約を結べばよいのかを検討する内容であることを示す。 このまま示すと、この合意事項で納得がいつているというXはおかしい、という意

	<p>挙手などによって、自分の意見を示させ、その理由を書かせる。</p> <p>それぞれの意見を発表し、自身になかった意見を、青ペンでメモを取らせる。立場によって意見の異なることを理解させる。</p> <p>班員が皆で納得できる合意事項ができた班から発表をさせる（スライド③③）</p>	<p>見で盛り上がることもあり得る。そのような場合には、このコンビニにはXの大好きなアイドルが買い物に来るといふ噂があるため、どうしてもXとしてはAで働きたいと考えていた、などの補足をしてもよい。</p>
展開2② (3分)	<p>契約自由が制限される場合について説明する（スライド③④）。</p>	<p>例え労働者との間に合意があっても、最低賃金法によって、研修中も労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払わなければならないことと、労働基準法で、毎週少なくとも1回以上又は4週間に4日以上以上の休日を与えなければならないと規定されていることを説明する。</p>
展開2③ (5分)	<p>なぜ契約自由が制限される場合があるのかを考えさせて自分の意見を書かせる（スライド③⑤）。</p> <p>次に班で話し合いをさせ、自分にはない意見を青で書かせて、意見を共有する。</p>	
展開2④ (2分)	<p>なぜ契約自由が制限される場合があるのかを説明する（スライド③⑥）。</p>	<p>一般的に、雇われる側より雇う側の方が社会的立場は強い。当事者同士で自由に契約内容を決めた場合、雇われる側が無理な条件を受け入れ、体を壊したり、生活が成り立たなくなったりする恐れがある。こうしたことから、契約自由の原則の修正（制限）という考え方が生まれたことを説明する。</p>
展開3① (20分)	<p>ネットを介した売買契約について検討することを伝える（スライド③⑦）。</p> <p>スライドに売主Xがフリマサ</p>	<p>生徒には、「可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を作成すること」と指示し、合意事項3～5欄</p>

	<p>イトに掲載した紹介文（スライド⑳）を提示し、さらに紹介文を読んだ買主Yの考えを示す（スライド㉑）。ワークシート3【別紙2】を配布し、グループ（1グループ：売主X 2名＋買主Y 2名）（スライド㉒）に分けて、問1の売主Xと買主Yとの間の契約書を作成させる（スライド㉓）。</p> <p>売主X側と買主Y側で意見を交換し、互いに納得のできる契約書となるように話し合う。特に意見の異なるところは、青ペンでメモを取り、立場によって意見の異なることを理解させる。</p> <p>班員が皆で納得できる合意事項ができた班から発表をさせる（スライド㉔）。</p>	<p>に、必要と考える事項を記入させる。まず、売主X、買主Yそれぞれ二人組となり一緒に検討する。</p> <p>立場の異なる相手（売主Xにとっては買主Y、買主Yにとっては売主X）が納得をしてくれる契約内容となっているのか見直す。</p> <p>発表することで、さらに他の班でどのような意見が出されているかを確認する。</p>
<p>展開3② (3分)</p>	<p>問2をグループで取り組ませる（スライド㉕）。</p> <p>ケースを読み（スライド㉖）、それぞれ売主Xと買主Yに分かれて話し合い、意見をワークシート3に記す（スライド㉗）。</p> <p>売主X、買主Yの双方の意見を出し合う。その際に売主X側と買主Y側で違った意見が出されたところを青ペンで互いに記す。</p> <p>ケースの解決例を示す（スライド㉘）。当事者間の合意に着目した結論であり、現実的な結論であることを述べる。</p> <p>そしてケースで理解してほしいこととして、契約は当事者間の合意によって決まること、合意したことは守る責任があることを伝える（スライド㉙）。</p>	<p>展開3①で作成した追加の合意事項はないものとして考えさせる。</p>
<p>展開4 (3分)</p>	<p>宿題を提示し内容を説明する（スライド㉚）。</p> <p>展開3②で作成した契約書について、これまで学んだことを踏まえて、「赤、青、黒以外のペ</p>	<p>〔評価のポイント〕は展開1⑤と同じであるが、インターネットを通じた取引の特殊性を考えることができているかを確認する。</p>

	<p>ン」で記入してくることを宿題とする。一定期間を置いてからワークシート2及び3【別紙2】を提出させ、評価のポイントに従って採点してプリントを返却する。</p>	<p>インターネットを通じた取引の特殊性(実物を見るができないため、トラブルも生じやすい)も考えた上で、生じ得るトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。</p> <p>合意内容(契約書の内容)は、契約自由の原則の範囲内のものといえるか(弱い立場の者から不当に搾取したり、権利濫用であったりなど、社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等)。</p> <p>●合意内容の例 ・「送料は、Xの負担とする」</p> <p>●不適切な合意内容の例 ・「この契約は、いかなる理由があっても、解消できないこととする」</p> <p>➡社会通念上、不当な合意内容であるため、不適切である。</p>
<p>まとめ (4分)</p>	<p>以下の3点をまとめとして解説する(スライド⑤)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自由に契約を結べることで私たちの生活は豊かになっている。 2. 契約には責任・義務も伴う。 3. 安易な合意はせず、よく考えることの大切さを忘れないようにする。 	

(4) 実践報告(成果と課題など)

生徒の記述とその考察を以下に記す。「」は生徒の記述のままである。

- 「普段はあまり意識していないけれど、いろいろな契約をしているんだなと思いました。」

この生徒は契約が身近であることが認識できたことを述べている。

- 「契約を考えると、片側になって考えると、自分のいい条件ばかり書いてしまうので、相手ときっちり相談することが必要で、重要だと分かった。」

桃太郎とサル、売主Xと買主Yに分かれて考え、さらにその立場になって話し合いの実習をすることで、両者の合意形成の大切さを理解できたと考える。

- 「昔話の中でも、契約を発生させることができるというのが面白かった。『契

約が発生するか』という視点を持って、他の童話や昔話を読みたくなった。」

この生徒の記述からも、本教材が面白く、その契機から契約自体にも興味を持ったと考えられる。

- 「自分も SNS とかで取引をすることもあるので、そこで問題が発生しないように自分が決めた取引内容を見直そうと思った。」

この生徒は日頃から自身でインターネットを通じた取引をしているようである。自身の売買契約について学び、契約内容を検討する機会を得たと言える。

以上の記述からも、生徒は多くの成果を得られたことが読み取れる。他にも「話し合いで理解が深まった。」など、授業方法についての記述も多く見られた。

(5) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子・板書など）

ア 使用したスライド資料

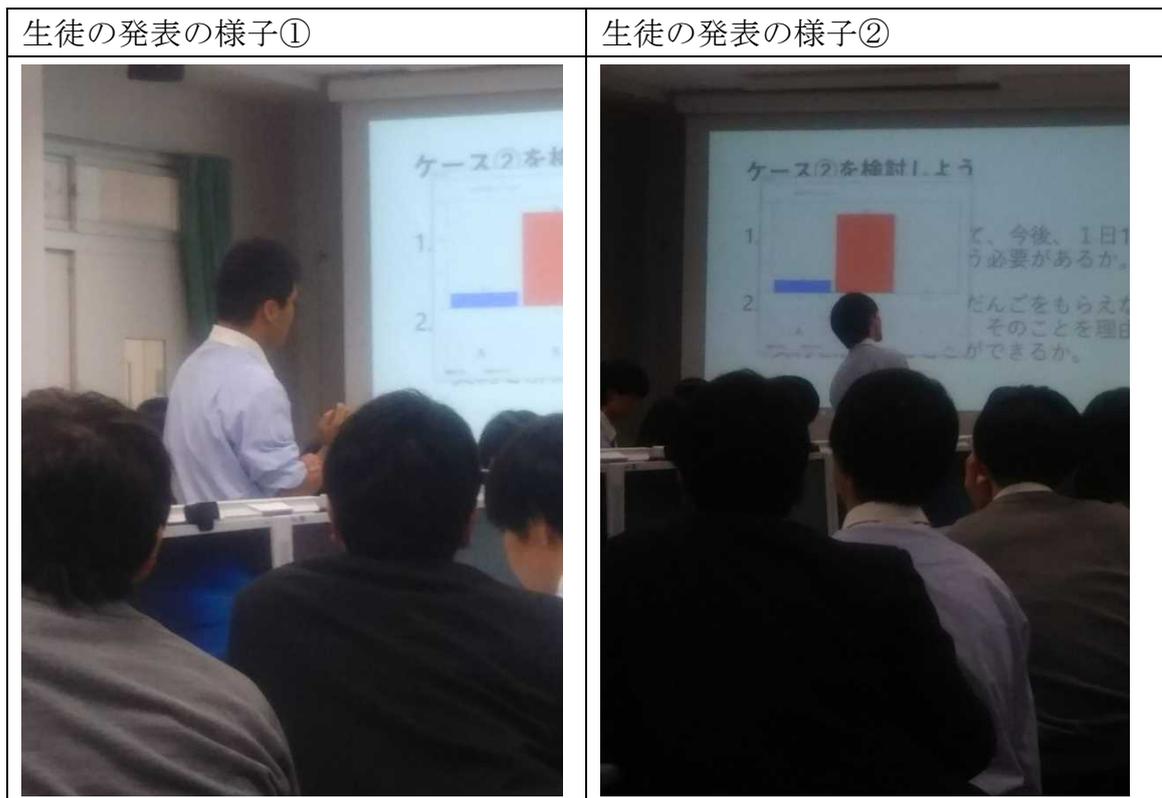
別紙1のとおり。教材P43～60を基に作成。

イ 配布資料

別紙2のとおり。

ウ 授業の様子

授業者による説明の様子	生徒の話合いの様子
	



- 5 参考：新学習指導要領における位置付け
新学習指導要領

情報Ⅰ

(1) 情報社会の問題解決

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (イ) 情報に関する法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。

公共

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

家庭基礎及び家庭総合

C 持続可能な消費生活・環境

- (2) 消費行動と意思決定

情報社会の契約を考える

情報社会に生きる高校生が知るべき契約とは



授業カリキュラム

1. 契約とは何か
2. 桃太郎とサルとの契約
3. コンビニ店長と高校生との契約
4. ネットを介した売買の契約
5. まとめ

2

この授業で学んでほしいこと

1. 契約はそれぞれの個人が自由に結ぶことができるという「契約自由の原則」があること
2. 契約が成立すると、権利と義務が発生すること
3. 契約を解消できる事例もあるということ
4. これからの情報社会に生きる大人として、契約とは何かを知ることが大切であるということ

3

1. 契約とは何か

4

契約とは何か

- 契約をしたことはありますか。
- どんな契約をしたことがありますか。

5

契約の例

- 店で商品を買う（売買契約）
- 友達から旅行のお土産をもらう（贈与契約）
- スキー場でスキーウェアやスキー板を借りる（賃貸借契約）
- アルバイトをする（雇用契約）
- 携帯電話を契約する

6

契約の基本的な考え方

1. 契約は当事者の合意によって成立する。
(口頭でも成立)
2. 契約は自由に結ぶことができるが、合意したことは守る責任が生じる。

7

契約自由の原則

- 契約をするかどうか、自由
- どの相手と契約をするか、自由
- どんな内容の契約をするか、自由

8

2. 桃太郎とサルとの間の契約

9

桃太郎の募集要項

- 僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！
- 村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。
- 報酬は、1日当たりきびだんご10個です。
- 行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

10

- 鬼退治なんて、やりがいのある仕事だし、やってみたいな。
- 船での移動中は、本でも読んでのんびりしようかな。



募集要項を見たサルの考え

11

「桃太郎」・「サル」

同じ班の中で「桃太郎」と「サル」に列ごとに分けます。

12

契約書の作成

- 桃太郎とサルとの間の契約書を作成

注意

可能な限り、将来もめ事が発生しないように作成する。

13

契約書の提出と発表

契約書を書いて発表しよう！

14

事例の検討

契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、①～③の事例について、検討しよう。

15

ケース①

鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。

サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれてもいいだろう。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。

16

ケース①を検討しよう

1. サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならぬか。
2. サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。

17

ケース①（解決例）

1. 洗濯はしなくてもよい

「サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする」との内容で合意しており、洗濯の仕事については合意していないため。

2. 支払う必要がある

「桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う」と、移動期間中もきびだんごを支払うとの内容で合意しているため。

もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「きびだんごの数を3個増やして洗濯の仕事を追加する」など

18

ケース①で理解してほしいこと

- 契約内容は、当事者間の合意によって決まる
- 合意したことは守る責任がある

19

ケース②

鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。

キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。

しかし、桃太郎は「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。

20

ケース②を検討しよう

1. 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。
2. キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。

21

ケース②（解決例）

1. 支払う必要はない

サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、桃太郎は、サルとキジを同じ報酬とすることを強制されない。

2. 解消することはできない

サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、サルは、キジと同じ報酬でないことを理由に契約を解消することはできない。

もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「サルの仕事を増やした上で、1日15個のきびだんごを支払うことにする」など。

22

ケース②で理解してほしいこと

- 誰とどのような内容の契約をするのかは自由である
- 「他の人と同じかどうか、平等かどうか」ではなく「当事者同士がその内容で合意したかどうか」が重要

23

ケース③

サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。

驚いたサルは、桃太郎に「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申し出た。

しかし、桃太郎は「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答えた。

24

ケース③を検討しよう

サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

25

ケース③（解決例）

解消することができる

「悪い鬼を退治する」のか、「平和に暮らしている鬼から金品を強奪する」のかという重要部分で、募集要項にうそがあった。前提にうそがあった以上、サルと桃太郎との合意は本当の合意とはいえないので、サルは契約を解消することができる。

26

ケース③で理解してほしいこと

考える前提にうそがあった場合、それを基にした合意は、本当の合意とはいえない。

27

契約の原則について

契約自由の原則

- 契約は当事者の合意によって成立する。
- 契約の内容は、当事者が自由に決めることができる。

28

「契約自由の原則」の例外について

- 経済的・社会的弱者保護などの観点から、契約自由の原則が修正（制限）される。よって、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じない等の場合がある。
- 弱者から不当に搾取したり、権利濫用であるなど、社会通念上許されるべきでない内容の契約はできない。

29

契約書の再確認

ここまで勉強したことを踏まえて、契約書を班単位で評価をし、「青、赤、黒以外の色ペン」で追記してみよう。

- 「合意」に注目していること
- 現実的であること
- どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないこと

30

3. コンビニ店長と高校生の契約

31

Xは、コンビニエンスストアAでアルバイトをしようと考えている。
コンビニエンスストアAは、Xに対して、以下のような条件を提示した。

合意事項 1 Xは、コンビニエンスストアAにおいて接客等の業務を行う。

合意事項 2 コンビニエンスストアAは、Xに対し、合意事項1の業務の報酬として、1時間当たり900円を支払う。ただし、雇用後1か月の間は、研修期間とし、その期間は報酬（給料）を支払わない。

合意事項 3 Xの夏休み期間である8月は、1か月間毎日働く。

32

検討しよう

Xが合意事項1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。

33

契約自由が制限される場合

合意事項2及び3に関し、以下の問題があるため、たとえXが納得したとしても、この契約は無効である。

2. 最低賃金法で、たとえ研修中であっても、労働者に対し、定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければならないと規定されている
3. 労働基準法で、毎週少なくとも1回以上又は4週間に4日以上以上の休日を与えなければならないと規定されている

34

検討しよう

なぜ契約自由が制限される場合があるのか？

35

なぜ契約自由が制限される場合があるのか

- 一般的に、雇われる側より雇う側の方が社会的立場が強い。
- 当事者同士で自由に契約内容を決めた場合、雇われる側が無理な条件を受け入れ、体を壊したり、生活が成り立たなくなったりする恐れがある。

契約自由の原則の修正（制限）という考え方が生まれた。

36

4. ネットを介した売買契約

フリマサイトなどの場合

37

売主Xがフリマサイトに掲載した紹介文

- 人気ブランドのコートを5万円で売ります。
- 早い者勝ちです。
- コートは郵送します。
- 代金は、先払い、振込でお願いします。



38

これ、ブランドAのコートだ！
 写真の子が着ているワンピースも、持っているバッグもブランドAの物だし、間違いのないよね。
 買おうと思っていたのに、限定品で売り切れてしまった商品だから、絶対欲しいな。
 新品だと7万円くらいするのに、古品だから5万円で買えるなんてラッキーだな。



紹介文を読んだ買主Yの考え

39

「売主X」・「買主Y」

同じ班の中で「売主X」と「買主Y」に列ごとに分けます。

40

契約書の作成

- 売主Xと買主Yとの間の契約書を作成

注意

可能な限り、将来もめ事が発生しないように作成する。

41

契約書の提出と発表

契約書を書いて発表しよう！

42

事例の検討

契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、次の事例について、検討しよう。

43

ケース

- Yは、ブランドAのコートだと思って購入申込みをして5万円を振り込んだが、届いたコートをよく見てみると、ブランドAによく似たブランドBのものだった。
- なお、ブランドAもブランドBも知名度の高い人気ブランドであるが、ブランドAの方がブランドBよりも高価な商品を取り扱っていることが多い。
- Yは、Xに「人気ブランドと書いてあったし、コートと一緒に写っていたワンピースもバッグもブランドAのものだったから、ブランドAのコートだと思って買ってしまった。ブランドBのものだったら必要ないので、契約を解消してほしい。それが無理なら、ブランドBのコートだと新品でも5万円くらいだから、その分値引きして差額分を返金してほしい」とメールを送った。
- すると、Xから「ブランドAのコートなんて書いていないし、ブランドBも人気のあるブランドだよ。写真だって付けたんだから、間違える方が悪いと思う。それに、ほとんど着ていなくて綺麗な状態だから、新品と同じ値段にしてください。契約は解消しないし、差額分の返金もしません」と返信がきた。

44

ケースを検討しよう

Yは、契約を解消できるのか。
または、差額分の返金を受けられるのか。

45

ケース（解決例）

契約を解消することはできない、差額の返金を受けることはできない

合意の内容は「フリマサイトに掲載した写真のコートを5万円で売る」ことであり、Xはその合意のとおりに行動している（サイトに掲載したコートをYに郵送している）以上、原則として、契約を解消することはできない。

ただし、Xが、あえて、サイトを見た人が、ブランドAのコートだと勘違いするような記載をしていたといえる場合（例えば、ブランドBのコートを着たXの写真の周りに、ブランドAのロゴを貼っているなど）は、「前提にうそがある場合」として、契約を解消できる場合もあり得る。

46

ケースで理解してほしいこと

- 契約内容は、当事者間の合意によって決まる
- 合意したことは守る責任がある

47

契約書の再確認

ここまで勉強したことを踏まえて、契約書を班単位で評価をし、「青、赤、黒以外の色ペン」で追記してみよう。

- 「合意」に注目していること
- 現実的であること
- どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないこと

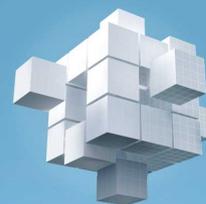
48

5. まとめ

49

自由に契約を結べることで、私たちの生活は豊かになっている。ただ、契約には責任・義務も伴う。

安易な合意はせず、よく考えることの大切さを忘れないようにしましょう。



50

契約を考える

組 番 班 氏名

2. 桃太郎とサルとの間の契約

契 約 書	
合意事項 1.	サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。
合意事項 2.	桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日 10 個のきびだんごを支払う。
合意事項 3.	
合意事項 4.	
合意事項 5.	

あなたは・・・ 桃太郎 ・ サル

ケース①

1. サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。
A. 洗濯をしなければならない ・ B. 洗濯はしなくてもよい

理由

2. サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。
A. 支払う必要がある ・ B. 支払う必要はない

理由

ケース②

1. 桃太郎はサルに対して、今後、1日 15 個のきびだんごを支払う必要があるか。
A. 支払う必要がある ・ B. 支払う必要はない

理由

2. キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に契約を解消することができるか。

A. 解消することができる ・ B. 解消することはできない

理由

ケース③

サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

A. 解消することができる。 ・ B. することはできない

理由

実習日 月 日 ()

組 番 班 氏名

3.コンビニ店長と高校生の契約

Xが合意事項1から3の条件に納得して、合意すれば有効な契約となるか。 A.有効である ・ B.無効である
理由

なぜ契約自由が制限される場合があるのか。
理由

4.ネットを介した売買契約

契 約 書

合意事項1. Xは、Yに対し、フリマサイトに掲載した写真のコートを5万円で売る。
合意事項2. Yは、Xの口座に5万円を振り込み、Xは、入金を確認でき次第、Yの家宛てにコートを郵送する。

合意事項3. [Blank box]

合意事項4. [Blank box]

合意事項5. [Blank box]

あなたは・・・ 売主 X ・ 買主 Y

ケース [契約]

Yは契約を解消できるのか。 A. 解消することができる。 ・ B. することはできない

理由

ケース [差額]

Yは差額分の返金を受けられるのか。 A. 返金を受けることができる ・ B. 返金を受けることはできない

理由

この授業で学んだことや感想を書こう